別 表(第2条関係)

補助事業名	訪問介護人材等確保対策事業		
補助事業の目的	訪問介護員の質の向上を図るため、訪問介護員の研修受講を支援し、訪問介護員の確保・定着を促進する。		
補助事業の対象となる者	県内で訪問介護事業所等を経営・管理する社会福祉法人等で、下記(1)~(3)の事業を行う者((1)~(3)のいずれか1つでもよい。) (1) 初めて訪問介護業務に従事する訪問介護員(※)に対するOJT研修 ※ 当該訪問介護事業所等に入職後1年以内の訪問介護員 研修期間は6か月以内 (2) 県内の訪問介護事業所等に勤務する訪問介護員(採用予定者含む)の介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修及び認知症ケアに携わる介護従事者の研修(以下、「実務者研修等」という。)に要する受講料の助成 (3) 現任職員の実務者研修等への派遣にかかる代替職員の雇用(以下の要件によるものとする。) ア 雇用期間:1ヶ月以上6ヶ月以下イ勤務時間:1日当たり平均3時間以上ウ代替職員の勤務場所:県内の訪問介護事業所等エ補助事業者は、現任職員の実務者研修等への派遣につき研修計画を策定するものとする。 オ 代替職員の勤務日数の4分の1以上とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当すると県が認めた場合は、この限りでない。 ① 天災事変等のため現任職員を外部研修に派遣できなかった場合 ② 研修計画で現任職員を派遣する予定としていた実務者研修等が中止になり、かつ、代わりとなる実務者研修等に現任職員を派遣する余裕がなかった場合		
補助事業の対象となる経費	下記(1)~(3)に掲げる経費 (1) 初めて訪問介護業務に従事する訪問介護員に対して研修を行うために必要な人件費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、図書購入費等)、使用料及び賃借料等 (2) 県内の訪問介護事業所等に勤務する訪問介護員(採用予定者含む)の介護福祉士実務者研修等に要する受講料を助成する場合、受講料相当額 (3) 介護福祉士試験の実務者研修等に係る代替職員の人件費(給与、諸手当、共済費。代替職員の人件費以外の経費に充てることはできないものとする。)		
補助率	(1)及び(2) 1/2 (3) 10/10		

	予算の範囲内で、(1)~(3)の事業区分ごとに次により算出した額を合算した額とする。 1 訪問介護員または代替職員ごとに補助対象経費の実支出額と補助基準額とを 比較して少ない方の額に補助率を乗じた額(1,000円未満切り捨て)の合計額 とする。		
	【補助基準額】 (1)の経費 訪問介護員1人につき220千円 (2)の経費 訪問介護員1人につき100千円 (3)の経費		
補助金の額	代替職員の雇用期間	補助基準額	
	6ヶ月	1,250千円	
	5ヶ月以上6ヶ月未満	1,041千円	
	4ヶ月以上5ヶ月未満	833千円	
	3ヶ月以上4ヶ月未満	625千円	
	2ヶ月以上3ヶ月未満	416千円	
	1ヶ月以上2ヶ月未満	208千円	
	注 当初雇用していた者が離職し は、それぞれの雇用期間を通算		
適用除外する条項	第19条		
その他の事項			

別に定める事項

別に定める事項	
関係条項	内容
第3条	(添付書類)
	訪問介護人材等確保対策事業所要額調書(別紙1)
	(3)の場合
	現任職員研修及び代替職員配置計画書(別紙2)
	(指定期日)
	別に定める日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更)
	(軽似な事業的各の変更)
	補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合
	(添付書類)
	第3条に準じる。
	(指定期日)
	必要の生じた日から20日以内。 ただし、当該年度3月31日を限度とする。
	(報告事項等)
第11条	(添付書類)
	訪問介護人材等確保対策事業精算調書(別紙1)
	(3)の場合 現任職員研修及び代替職員配置報告書(別紙2)
	(指定期日)
	事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間)